

清川村 訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1日割		日割の場合 ÷ 30.4日 39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合 2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2日割		日割の場合 ÷ 30.4日 77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3日割		3,727単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287単位		287	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合 (-)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179	1回につき	
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3		(-)所要時間45分以上の場合 220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合 23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2)生活援助が中心である場合 (-)所要時間20分以上45分未満の場合 -2	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(-)所要時間45分以上の場合 -2	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等に対するサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/1,000		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 100/1,000			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 55/1,000			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1,000		1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1,000			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1,000			